

日田市児童手当事務処理規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正する規則等

日田市児童手当事務処理規則

2. 目的・理由

児童手当の抜本的拡充の実施についての関係法令が施行されることに伴い、所要の改正を行うこと。

3. 内 容

児童手当の抜本的拡充の実施についての関係法令が施行されることにより、「児童手当市町村事務処理ガイドライン」が定められた。これに伴い、規則中の各様式番号の変更等、所要の改正を行うこと。

4. 施行の時期

令和6年10月1日から施行。

5. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。